

(証券コード：8985)
(発信日)2025年10月31日

投資主各位

東京都渋谷区恵比寿四丁目1番18号
恵比寿ネオナート
ジャパン・ホテル・リート投資法人
執行役員 増田 要

第13回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第13回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、その場合はお手数ながら投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2025年11月25日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご送付をお願い申し上げます。議案につき賛否の表示がない議決権行使書を提出された場合は、当該議案について、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

また、本投資法人においては、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第93条第1項に基づき、本投資法人現行規約第14条において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。なお、本投資主総会に提出される議案はいずれも本投資法人現行規約第14条第2項に定める議案に該当しません。従いまして、当日ご出席になられず、かつ、議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。）について、出席した投資主様の議決権の数に算入され、かつ、賛成されたものとみなしてお取り扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

＜本投資法人現行規約抜粋＞

第14条（みなし賛成）

投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。

2. 前項の規定にかかわらず、前項のみなし賛成の規定は、投信法第104条第1項（役員及び会計監査人の解任）、第140条（規約の変更）（但し、みなし賛成に関する規定の策定又は改廃に限る。）、第143条第3号（解散）、第205条第2項（資産の運用に係る委託契約の解約に対する同意）又は第206条第1項（資産の運用に係る委託契約の解約）に係る議案の決議には適用しない。
3. 第1項の定めに基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

なお、本投資主総会の招集に際しては、投資主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の本投資法人ウェブサイト「第13回投資主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の本投資法人ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。また、本投資主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、全ての投資主様に対して書面により投資主総会参考書類をお送りしております。

本投資法人ウェブサイト

<https://www.jhrth.co.jp/ja/ir/meeting.html>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（投資法人名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」→「縦覧書類／PR情報」→「投資主総会招集通知／投資主総会資料」を選択のうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

敬 具

記

1. 日 時：2025年11月26日（水曜日）午後2時
（受付開始時刻：午後1時30分）
2. 場 所：東京都中央区八重洲一丁目3番7号
八重洲ファーストフィナンシャルビル2階
ベルサール八重洲 Room A+B+C
（末尾の投資主総会会場ご案内図をご参照ください。）

◎近隣に「ベルサール東京日本橋」がございますので、ご来場の際は末尾の投資主総会会場ご案内図をご参照のうえ、お間違えのないよう「ベルサール八重洲」へお越してください。

◎当日の駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

3. 投資主総会の目的である事項

決 議 事 項

- 第1号議案 規約一部変更の件
- 第2号議案 執行役員1名選任の件
- 第3号議案 監督役員3名選任の件
- 第4号議案 補欠執行役員1名選任の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主1名を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ご出席にあたり、資源節約のため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
 - ◎当日は、本投資主総会終了後、引き続き同会場において本投資法人の資産運用会社であるジャパン・ホテル・リート・アドバイザーズ株式会社による「運用状況報告会」を開催いたしますので、あわせてご参加くださいますよう重ねてお願い申し上げます。
 - ◎ご来場の投資主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項について修正が生じた場合は、上記のインターネット上の本投資法人ウェブサイト及び東証ウェブサイトはその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたしますので、ご了承ください。
 - ◎決議ご通知につきましては、本投資主総会終了後に本投資法人ウェブサイトに掲載いたします。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 執行役員及び監督役員の員数について、本投資法人の資産規模等を考慮し、その適正な運営に必要な役員数と、役員数の増大による負担との均衡を図るために、上限を設けるように変更を行うものです。また、当該変更に伴い、必要となる表現の調整を行うものです（規約変更案第16条、第9条第4項、第10条、第20条第2項）。
- (2) 本投資法人の資産規模の拡大に伴い、監査対象及び業務量が増加している状況を踏まえ、会計監査人に対する報酬額の上限を変更するものです（規約変更案第25条）。
- (3) 本投資法人が借入先の多様化を進めるにあたり、信用金庫及び信用組合から融資を受けることも想定されるところ、このために必要となる信用金庫法及び中小企業等協同組合法に基づく出資を行うことができるよう、本投資法人の投資対象に追加するものです。また、これに伴う条項数の調整を行うものです（規約変更案第28条第4項第13号、第14号及び第15号）。
- (4) 「投資信託及び投資法人に関する法律」及び「投資法人の計算に関する規則」が改正されたことを踏まえ、本投資法人の規約第34条における「利益」について、これらの法令に定めるものと同一であることを明確にするため、所要の変更を行うものです（規約変更案第34条第1項第1号）。

2. 変更の内容

現行規約の一部を次のとおり変更するものです。

（変更箇所は下線の部分のとおりです。）

現 行 規 約	変 更 案
第3章 投資主総会 (開催及び招集) 第9条 投資主総会は、原則として2年に1回以上開催する。 2. (記載省略)	第3章 投資主総会 (開催及び招集) 第9条 投資主総会は、原則として2年に1回以上開催する。 2. (現行どおり)

現 行 規 約	変 更 案
3. (記載省略) 4. 投資主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、役員会の決議に基づき執行役員がこれを招集するものとし、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名以上<u>の場合</u>は役員会において予め定めた順序に従い執行役員の1名がこれにあたる。 5. (記載省略) 6. (記載省略) (議 長) 第10条 投資主総会の議長は、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名以上<u>の場合</u>は役員会において予め定めた順序に従い執行役員の1名がこれにあたる。但し、本条本文により議長たるべき執行役員に事故がある場合は、役員会において予め定めた順序に従い、ほかの執行役員又は監督役員の1名がこれに代わるものとする。 第4章 執行役員及び監督役員 (執行役員及び監督役員の員数) 第16条 本投資法人の執行役員は1名以上、監督役員は2名以上(但し、執行役員の数に1を加えた数以上とする。)とする。 第5章 役員会 (役員会) 第20条 本投資法人に、執行役員及び監督役員により構成する役員会を置く。	3. (現行どおり) 4. 投資主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、役員会の決議に基づき執行役員がこれを招集するものとし、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名の場合は役員会において予め定めた順序に従い執行役員の1名がこれにあたる。 5. (現行どおり) 6. (現行どおり) (議 長) 第10条 投資主総会の議長は、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名の場合は役員会において予め定めた順序に従い執行役員の1名がこれにあたる。但し、本条本文により議長たるべき執行役員に事故がある場合は、役員会において予め定めた順序に従い、ほかの執行役員又は監督役員の1名がこれに代わるものとする。 第4章 執行役員及び監督役員 (執行役員及び監督役員の員数) 第16条 本投資法人の執行役員は2名以内、監督役員は4名以内(但し、執行役員の数に1を加えた数以上とする。)とする。 第5章 役員会 (役員会) 第20条 本投資法人に、執行役員及び監督役員により構成する役員会を置く。

現 行 規 約	変 更 案
2. 役員会は、法令に別段の定めがある場合のほか、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名以上の場合は役員会において予め定めた順序に従い、執行役員の1名がこれを招集し、その議長となる。 3. (記載省略) 4. (記載省略)	2. 役員会は、法令に別段の定めがある場合のほか、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名の場合は役員会において予め定めた順序に従い、執行役員の1名がこれを招集し、その議長となる。 3. (現行どおり) 4. (現行どおり)
第6章 会計監査人 (会計監査人の報酬の支払いに関する基準) 第25条 会計監査人の報酬額は、1営業期間<u>3,000</u>万円を上限として役員会で決定する金額とし、当該金額を、会計監査人の請求を受けてから3ヶ月以内に会計監査人が指定する口座へ振込む方法により支払う。	第6章 会計監査人 (会計監査人の報酬の支払いに関する基準) 第25条 会計監査人の報酬額は、1営業期間<u>5,000</u>万円を上限として役員会で決定する金額とし、当該金額を、会計監査人の請求を受けてから3ヶ月以内に会計監査人が指定する口座へ振込む方法により支払う。
第7章 資産運用の対象及び方針 (資産運用の対象とする特定資産の種類、目的及び範囲) 第28条 本投資法人は、資産を主として不動産等資産（投信法施行規則第105条第1号へに定めるもののうち、不動産、不動産の賃借権、地上権、これらの資産のみを信託する信託の受益権又は海外不動産保有法人の発行済株式（当該発行済株式（当該海外不動産保有法人が有する自己の株式を除く。）の総数に投信法施行規則第221条に規定する率を乗じて得た数を超えて取得する当該発行済株式に限る。）をいう。）に対する投資として運用することを目的とする。	第7章 資産運用の対象及び方針 (資産運用の対象とする特定資産の種類、目的及び範囲) 第28条 本投資法人は、資産を主として不動産等資産（投信法施行規則第105条第1号へに定めるもののうち、不動産、不動産の賃借権、地上権、これらの資産のみを信託する信託の受益権又は海外不動産保有法人の発行済株式（当該発行済株式（当該海外不動産保有法人が有する自己の株式を除く。）の総数に投信法施行規則第221条に規定する率を乗じて得た数を超えて取得する当該発行済株式に限る。）をいう。）に対する投資として運用することを目的とする。

現 行 規 約	変 更 案
2. (記載省略) 3. (記載省略) 4. 本投資法人は、第2項及び第3項に定める特定資産のほか、以下の資産に投資する。 (1)～(12) (記載省略) (新設) (新設) (13) 前各号に掲げるもののほか、不動産関連資産などへの投資に付随して取得が必要又は有用となるその他の権利 (金銭の分配の方針) 第34条 分配方針 本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。 (1) 投資主に分配する金銭の総額のうち、利益（本投資法人の貸借対照表上の純資産額から出資総額等の合計額を控除して算出した金額をいう。以下同じ。）の金額は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準・慣行に従って計算されるものとする。 (2)～(5) (記載省略) 2. (記載省略)	2. (現行どおり) 3. (現行どおり) 4. 本投資法人は、第2項及び第3項に定める特定資産のほか、以下の資産に投資する。 (1)～(12) (現行どおり) (13) <u>信用金庫法に定める出資</u> (14) <u>中小企業等協同組合法に定める出資</u> (15) 前各号に掲げるもののほか、不動産関連資産などへの投資に付随して取得が必要又は有用となるその他の権利 (金銭の分配の方針) 第34条 分配方針 本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。 (1) 投資主に分配する金銭の総額のうち、利益（<u>投信法第136条第1項に規定する利益</u>をいう。以下同じ。）の金額は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準・慣行に従って計算されるものとする。 (2)～(5) (現行どおり) 2. (現行どおり)

現 行 規 約	変 更 案
制定：2005年11月4日	制定：2005年11月4日
改定：2006年3月28日	改定：2006年3月28日
改定：2007年9月11日	改定：2007年9月11日
改定：2009年9月8日	改定：2009年9月8日
改定：2010年12月16日	改定：2010年12月16日
改定：2012年2月24日	改定：2012年2月24日
改定：2013年11月28日	改定：2013年11月28日
改定：2015年11月26日	改定：2015年11月26日
改定：2017年11月22日	改定：2017年11月22日
改定：2019年11月22日	改定：2019年11月22日
改定：2020年12月23日	改定：2020年12月23日
改定：2021年11月25日	改定：2021年11月25日
改定：2023年11月22日	改定：2023年11月22日
	<u>改定：2025年11月26日</u>

第2号議案 執行役員1名選任の件

本投資法人の執行役員増田要は、本投資主総会の終結の時をもって任期満了となりますので、本投資主総会において執行役員1名の選任をお願いするものです。執行役員の任期は、本投資法人現行規約第17条第2項第一文但書及び投信法第99条第2項の定めにより、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される執行役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

なお、本議案は、2025年10月15日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出するものです。

執行役員候補者は次のとおりです。

氏 名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況並びに 本投資法人における地位及び担当	
(ます だ かなめ) 増 田 要 (1963年4月25日)	1990年4月	弁護士登録（第一東京弁護士会） 西村総合法律事務所（現西村あさひ法律事務所・外国法共同事業）
	1998年10月	メリルリンチ日本証券株式会社（現BofA証券株式会社）
	2000年11月	同社 法務部長（ジェネラル・カウンセル）
	2001年3月	同社 執行役員（兼務）
	2002年8月	米国コロンビア大学 法科大学院 入学
	2003年5月	同大学 法科大学院 修了（LL. M.）
	2006年9月	ニューヨーク州弁護士登録
	2008年2月	増田パートナーズ法律事務所 代表パートナー（現職）
	2008年6月	株式会社じぶん銀行（現auじぶん銀行株式会社） 社外監査役
	2010年9月	ジャパン・ホテル・アンド・リゾート投資法人 執行役員
	2013年2月	コモンズ投信株式会社 社外監査役（現職）
	2014年10月	株式会社クロスワープ 社外監査役
	2015年11月	ジャパン・ホテル・リート投資法人 執行役員（現職）
	2016年3月	GM0インターネット株式会社（現GM0インターネットグループ株式会社） 取締役（独立役員） 監査等委員（現職）
	2019年4月	auフィナンシャルホールディングス株式会社 社外監査役（現職）
	2021年6月	野村證券株式会社 社外取締役 監査等委員（現職）
	2023年6月	一般財団法人花まる・伸生育英財団 監事（現職）
	2024年4月	株式会社Preferred Networks 社外取締役 監査等委員（現職）

- (注) 1. 上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
2. 上記執行役員候補者は、増田パートナーズ法律事務所の代表パートナーを兼務しております。
3. 上記執行役員候補者と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。
4. 上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として、本投資法人の職務執行を行っております。
5. 本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用等の損害を一定の範囲で当該保険契約により補填することとしています。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。上記執行役員候補者は、現在、執行役員として当該保険契約の被保険者に含まれており、選任が承認された場合は引き続き被保険者に含まれることになります。

第3号議案 監督役員3名選任の件

本投資法人の監督役員御宿哲也、梅澤真由美及び富山暁子は、本投資主総会の終結の時をもって任期満了となりますので、本投資主総会において監督役員3名の選任をお願いするものです。監督役員の任期は、本投資法人現行規約第17条第2項第一文但書及び投信法第101条第1項但書の定めにより、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される監督役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況 並 び に 本 投 資 法 人 に お け る 地 位	
1	(とみ やま あき こ) 富 山 暁 子 (1983年10月20日)	2009年12月 2013年10月 2019年 9 月 2023年11月 2023年12月 2025年 6 月	弁護士登録（第一東京弁護士会） 長島・大野・常松法律事務所 金融庁監督局総務課健全性基準室出向 三村小松法律事務所（現職） ジャパン・ホテル・リート投資法人 監督役員（現職） アスエネ株式会社 監査役（現職） Carbon EX株式会社 監査役（現職）

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	
2	(まつ もと しん すけ) 松 本 真 輔 (1970年 4 月17日)	1997年 4 月 1999年10月 2002年 9 月 2003年 3 月 2004年 4 月 2005年 1 月 2005年12月 2017年 3 月 2023年 6 月 2025年 3 月	弁護士登録（第一東京弁護士会） 西村総合法律事務所（現西村あさひ法律事務所・外国法共同事業） 長島・大野法律事務所（現長島・大野・常松法律事務所） Skadden, Arps, Slate, Meagher & Flom LLP (New York Office) ニューヨーク州弁護士登録 中村・角田法律事務所（現中村・角田・松本法律事務所） 中村・角田・松本法律事務所 パートナー（現職） 東京弁護士会登録 ビートレンド株式会社 社外監査役（現職） 綜研化学株式会社 社外監査役（現職） 小林製薬株式会社 社外取締役（現職）

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	
3	(すず き え み こ) 鈴 木 恵 美 子 (1964年 1 月 3 日)	1986年 4 月 2002年10月 2006年 5 月 2019年10月 2025年 3 月 2025年 3 月	株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行） 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ） 公認会計士登録 有限責任監査法人トーマツ シニアマネジャー 公認会計士 鈴木恵美子公認会計士事務所 代表（現職） 株式会社ポーラ・オルビスホールディングス 社外監査役（現職）

- (注) 1. 上記監督役員候補者は、いずれも本投資法人の投資口を所有しておりません。
2. 上記監督役員候補者のうち富山暁子は、三村小松法律事務所の弁護士を兼務しております。
また、旧姓かつ職業上使用している氏名を上記のとおり表記しておりますが、戸籍上の氏名は小泉暁子です。
3. 上記監督役員候補者のうち松本真輔は、中村・角田・松本法律事務所のパートナーを兼務しております。
4. 上記監督役員候補者のうち鈴木恵美子は、鈴木恵美子公認会計士事務所の代表を兼務しております。
5. 上記監督役員候補者と本投資法人との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
6. 上記監督役員候補者のうち、富山暁子は、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しております。
7. 本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用等の損害を一定の範囲で当該保険契約により補填することとしています。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。上記監督役員候補者のうち富山暁子は、現在、監督役員として当該保険契約の被保険者に含まれており、選任が承認された場合は引き続き被保険者に含まれることとなります。上記監督役員候補者のうち松本真輔及び鈴木恵美子は、選任が承認された場合は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第4号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員1名の選任をお願いするものです。本議案における補欠執行役員選任にかかる決議が効力を有する期間は、本投資法人現行規約第17条第3項の定めに基づき、第2号議案における執行役員の任期が満了する時までとします。

なお、補欠執行役員選任に関する本議案は、2025年10月15日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出するものです。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	
(あお き ひろ ゆき) 青 木 陽 幸 (1969年8月2日)	1994年9月	デロイト&トウシュLLP ニューヨーク事務所監査部
	1997年6月	インガーソル・ランド本社監査部
	2001年11月	アーサーアンダーセン税務事務所（現KPMG税理士法人）
	2002年7月	リップルウッド・ホールディングスLLC ホテル投資グループ バイスプレジデント
	2005年8月	クリエーティブ・リノベーション・グループ・ジャパン 財務担当バイスプレジデント
	2008年1月	東京ベンチャーギア株式会社 取締役
	2011年11月	RE キャピタル・サービス・ジャパン株式会社（現SCキャピタル・パートナーズ・ジャパン株式会社）代表取締役
	2011年12月	ジャパン・ホテル・アンド・リゾート株式会社 監査役（非常勤）
	2012年4月	ジャパン・ホテル・リート・アドバイザーズ株式会社 取締役（非常勤）
	2024年2月	同社 代表取締役社長（現職）

- (注) 1. 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口5口を所有しております。
2. 上記補欠執行役員候補者は、現在、本投資法人が資産の運用を委託する資産運用会社であるジャパン・ホテル・リート・アドバイザーズ株式会社の代表取締役社長です。その他には、本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。
3. なお、本議案において選任される補欠執行役員については、就任前に本投資法人の役員会の決議をもってその選任の取消しを行う場合があります。
4. 本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員と

しての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用等の損害を一定の範囲で当該保険契約により補填することとしています。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。上記補欠執行役員候補者が執行役員に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることになります。

参考事項

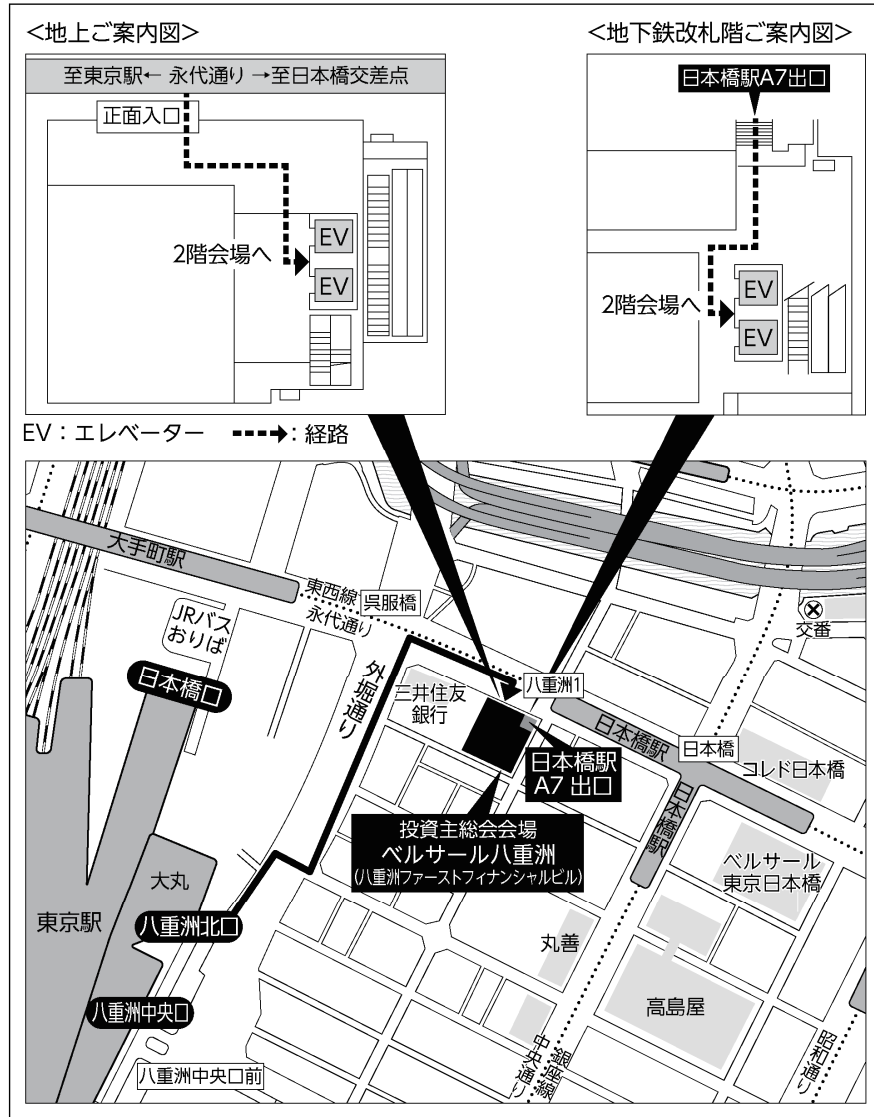
本投資主総会に提出される議案のうち、規約第14条第2項に規定する議案があるときは、当該議案には、投信法第93条第1項及び本投資法人現行規約第14条に定める「みなし賛成」の規定の適用はございません。また、本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び本投資法人現行規約第14条に定める「みなし賛成」の規定の適用はございません。なお、上記の第1号議案から第4号議案までにつきましては、いずれも規約第14条第2項に規定する議案には該当せず、かつ相反する趣旨の議案には該当しておりません。

以 上

投資主総会会場ご案内図

東京都中央区八重洲一丁目3番7号 八重洲ファーストフィナンシャルビル2階
ベルサール八重洲 Room A+B+C

電話：03-3548-3770



<交通のご案内>

- 「日本橋駅」 A7出口直結（東京メトロ東西線・銀座線、都営浅草線）
- 「東京駅」 八重洲北口徒歩4分（JR線）

- ◎ 当日の駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ ご来場の投資主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

近隣に「ベルサール東京日本橋」がございますので、ご来場の際は上記の投資主総会会場ご案内図をご参照のうえ、お間違えのないよう「ベルサール八重洲」へお越しください。